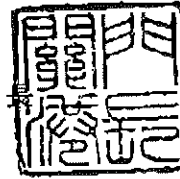


港長公示第7号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の禁止及び航行を制限したことから、同条第2項の規定により、公示する。

平成29年9月8日

関門港長



灯浮標（関門航路第26号灯浮標）撤去作業に伴う航行の禁止及び制限について

灯浮標（関門航路第26号灯浮標）の撤去作業が実施されることから、船舶交通の安全のため、下記のとおり船舶の航行を禁止及び制限する。

ただし、港長が認めた船舶を除く。

記

1 期間

平成29年9月8日（金）午後0時30分から作業終了までの間

2 区域及び制限事項

(1) 次の4地点で囲まれた作業区域範囲内での船舶の航泊を禁止する。

- ①北緯33-55-41.6 東経130-56-25.4
- ②北緯33-55-27.0 東経130-56-21.0
- ③北緯33-55-30.6 東経130-56-02.7
- ④北緯33-55-45.1 東経130-56-07.7

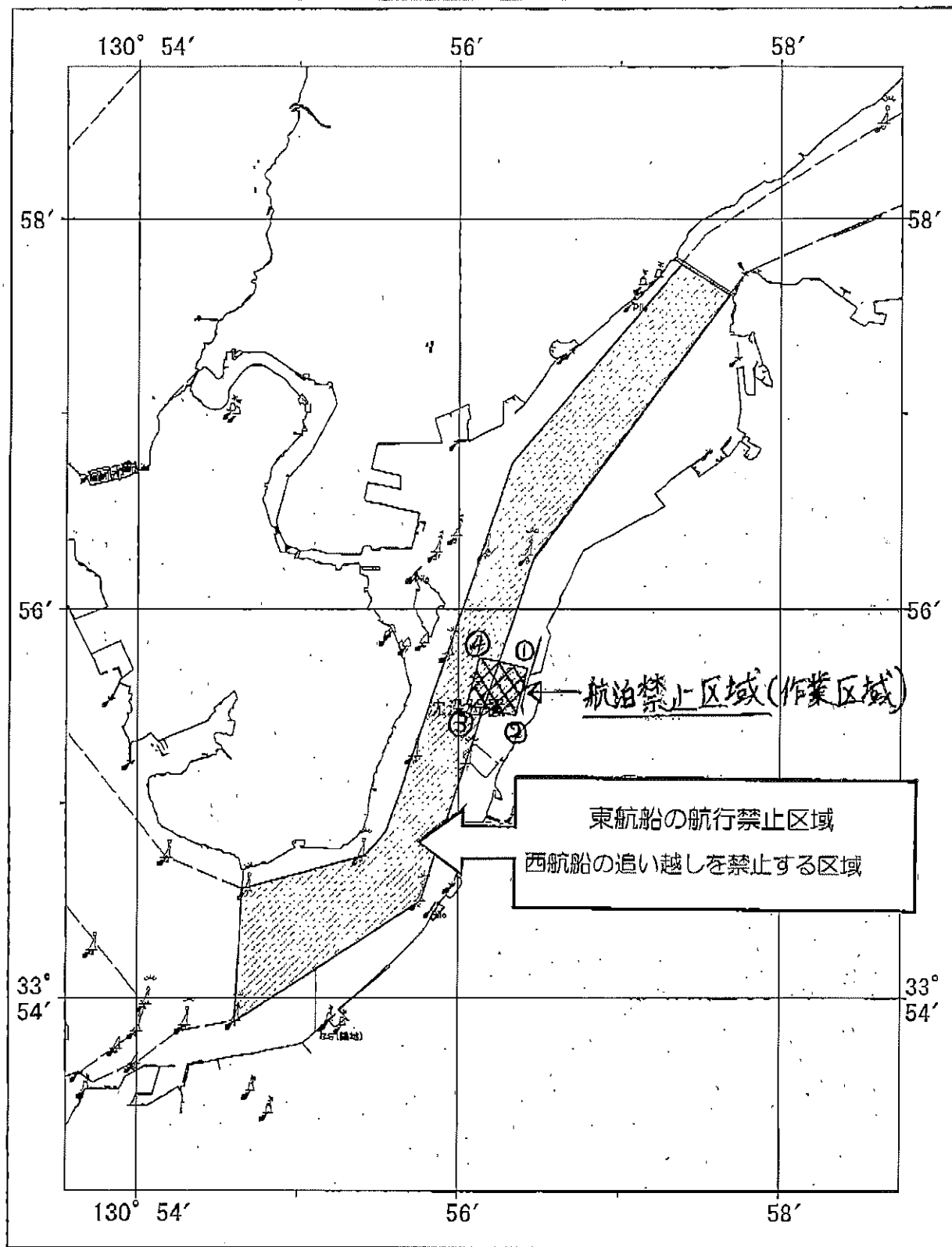
(2) 関門航路第21号灯浮標と関門航路第22号灯浮標を結んだ線から関門橋までの航路間において、下記のとおり航行を制限する。

- ①東航船の航行を禁止する。
- ②西航船は追い越しを禁止し、出来る限り航路右側を航行すること。

3 備考

- (1) 船舶は現場付近の巡視艇の指示に従うこと。
- (2) 船舶は関門海峡海上交通センターの情報に留意すること。
- (3) 作業中は業者手配による警戒船2隻及び巡視艇3隻が配置される。

※平成29年9月7日関門港長から発出された港則法第37条第3項に基づく航行制限は、同時刻をもって切り替える。



- ①北緯 33-55-41.6    東経 130-56-25.4
- ②北緯 33-55-27.0    東経 130-56-21.0
- ③北緯 33-55-30.6    東経 130-56-02.7
- ④北緯 33-55-45.1    東経 130-56-07.7